

# Er Sele United Football Club 規約

## ○名称○

### ■第1条

当クラブは『エルセレユナイテッド・フットボールクラブ』と称する。

英文名を『Er Sele United Football Club』とする。

## ○目的○

### ■第2条

当クラブは広くの一般市民を対象として、スポーツから生まれる人の集まりを広げ、一貫育成、コミュニティの場の提供、『文』と『武』の両立などを行い、スポーツ振興の推進を図るとともに、健全な青少年の育成と良識のある倫理や道徳を身に付けることを目的とする。

## ○事業○

### ■第3条

当クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1・公式戦及び練習試合など各種サッカー大会。
- 2・合宿及び遠征。
- 3・地域イベントへの参加。
- 4・その他、当クラブが必要と認める活動。

## ○会員○

### ■第4条

クラブ会員とは当クラブの指導者及び当クラブの目的に賛同し、当クラブに入会届を提出した者とする。

## ○入会資格○

### ■第5条

- 1・幼児、小学生の男女。
- 2・自らの責任のもとで心身ともに健康であり、家庭の十分な理解が得られる者。
- 3・別途に定める会費を納められる者。

○入会手続き○

■第6条

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入、保護者の同意、署名捺印のうえ当クラブに提出する。

○入会金・年会費・月会費○

■第7条

クラブ会員は当クラブが別に定める入会金・年会費・月会費を納入しなければならない。原則として、一旦支払われた入会金・年会費・月会費は返金しないものとする。また、入会金・年会費・月会費などの日割りは、行わないものとする。

○資格喪失○

■第8条

クラブ会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1・退会届を提出したとき。
- 2・当クラブが消滅したとき。
- 3・会費を2ヶ月間滞納、又は除名されたとき。

○休会・退会○

■第9条

1・ケガ、病気などやむを得ない事情により、月初めから1ヶ月以上休むクラブ会員は、前月20日までに担当コーチに連絡し、休会の意思を伝えること。

(事務手続きを行った期間の月会費は、お支払いいただく必要はございません。)

2・退会するクラブ会員は、退会する月の前月20日までに担当コーチに連絡し、退会の意思を伝えること。

○除名○

■第10条

クラブ会員が次の各号の一に該当するに至った場合、これを除名することができる。

- 1・当クラブの規則に違反した場合。
- 2・当クラブの名誉を傷つける、又は目的に反する行為をした場合。

○会員更新○

■第 11 条

原則として、退会届提出まではクラブ会員を自動更新とする。

○補償○

■第 12 条

活動中に起きたクラブ会員の障害事故の補償は、スポーツ傷害保険で行うものとする。

- 1・スポーツ傷害保険の適用以外の事に関しては、当クラブは一切の責任を負わない。
- 2・クラブ会員の活動中に起きた事故の補償責任は、指導者、付添の者にならないものとする。
- 3・遠征等による車両提供者の交通事故によって生じた損害障害は、いかなる場合においても保険の適用範囲内の補償にとどめ、クラブ・コーチ・保護者などは責任を負わないものとする。

○クラブ会員の賠償責任○

■第 13 条

クラブ会員が練習中および施設の利用中、クラブ会員の責に帰すべき事由により、事務局または第三者に損害を与えた場合、そのクラブ会員がその賠償の責任を任ずるものとする。

○練習参加の禁止○

■第 14 条

次のいずれかに該当するクラブ会員の練習参加を禁ず。

- 1・病毒伝播の恐れがある伝染病、感染症の疾病にかかった者。国などから検診受診の勧告を受けた者。または入院勧告を受けた者。
- 2・医師から運動を禁止されている者。
- 3・その他、正常な練習参加ができないとクラブが判断した者。

○諸費用の変更○

■第 15 条

本規約に基づいてクラブ会員が負担すべき諸費用（入会金・年間活動費・月会費など）を社会契約情勢の変動に応じて変更することができる。

この場合、事前にクラブ会員全員に告知する。

○その他○

■第 16 条

グラウンド内で発生したクラブ会員以外のトラブルに対して、当クラブは一切関与しない。

- 1・駐車場で発生した自動車事故に対しては、当事者同士の話し合いにより解決する。
- 2・練習または試合中において、ボールやクラブ会員、観戦者、または車への接触により発生する事故に対して、クラブまたはクラブ会員は責任を負わない。

■第 17 条

活動日や長期の休み中の月会費について。

- 1・当クラブが定めた活動日の中での活動とする。
- 2・お正月休み、お盆休みなど、長期の休みがある月でも、月会費などの変更は行わないものとする。